

雇用維持を図る事業主の皆さんを支援します



土岐市雇用調整助成金申請等手数料補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業者が国の雇用調整助成金の申請に際し、申請書類の作成等を社会保険労務士または弁護士(以下、社会保険労務士等)に依頼した場合に要した経費の一部を補助します。

補助金額 対象経費の**1/2までの金額(上限5万円)** ※千円未満切り捨て

対象経費

緊急対応期間の休業に係る雇用調整助成金等の支給申請(当該申請の前に行う雇用調整助成金に係る休業等実施計画届または緊急雇用安定助成金に係る休業実施計画届の提出を含む)に要する経費のうち、**社会保険労務士等に当該申請事務を委託した場合に要する経費。**

対象者

以下の条件を全て満たすこと

- 土岐市内に事業所を有する中小企業者
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業活動の縮小に係る特例(緊急対応期間特例)の適用期間(以下「緊急対応期間」という。)の休業に係る雇用調整助成金等の支給を申請した者
- 市税を滞納していない者

提出書類

以下の書類を全て提出すること

- 土岐市雇用調整助成金申請等手数料補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
※社会保険労務士等への支払いを終えた日から**90日以内**に提出すること
申請期限:令和3年3月31日(水・当日消印有効)
- 雇用調整助成金の休業等実施計画届及び支給申請書の写し又は緊急雇用安定助成金の休業実施計画届及び支給申請書の写し
- 社会保険労務士等への当該事務の委託に係る領収証等の写し
- 市税の完納を証明する書類 ※確認・誓約事項を承諾する場合は不要

申請方法

窓口での「密集」「密接」を防ぐため、郵送による申請を原則とします。

(宛先) 〒509-5192(住所不要)

土岐市役所産業振興課商工係 行

申請書のダウンロードはこちらから

URL <http://www.city.toki.lg.jp/docs/14924.html>

土岐市 雇用調整助成金

検索

[申請フロー図]

事業者

①書類作成等委託

社会保険労務士等

②雇用調整助成金申請

労働局
(ハローワーク)

市役所

③手数料支払い

④補助金申請(郵送)

⑤決定・交付

90日以内

問 土岐市役所 産業振興課商工係 ☎(0572)54-1111 (内線 321・322)